

現状に対して改善案の検討を行った。

7. その他

教育問題について自由討議を行った。親のしつけを含め、真の社会性の教育の欠如が指摘された。

8. 次回確認

4月25日(土) 18:30より

喫茶室ルノアール蒲田西口店にて。

【B】東京3区・活動報告(澤井正治)

3区の3月定例会を3月15日11時に下高井戸で開催しました。小生を含め3名でした。

高齢者特に年金生活者に対する金融ビッグ・バン対処法を、大前研一通信あるいは生活者通信で流してほしい、の要請がありました。

また、サラリーマンに対する減税措置は維新の会のメイン・テーマとすべきという提案もありました。

次回以降、区の施設を使つての定例会にせよ、の要請があり、承諾しました。早速、世田谷区の公共施設利用者の団体登録をすることとしました。

世田谷区の場合、団体登録は5名以上、半数以上が世田谷区在住と言うことで、軽くクリアーしています。次回4月15日を予定。団体登録の期間がかかるので、区の集会所を4月に使えるかどうかは未定。

【C】東京5区・例会記録(治田桂四郎)

都民の会の4月5区例会が行われました。

出席者は、板橋さん、沖山さん、小野寺さん、小川さん、宮越さんでした。宮越さんは最後の10分に来たので会費200円はいただかなかった。今度ニューヨークに転勤になるとの事でした。会報は、ニューヨークに送ってくれとの事でした。

議題は、経過報告、長妻あきらさん、小川敏夫さん両氏の活動、林ともじさんの活動、区政についてでした。

経過は、3月の情報公開特別委員会、と副代表会議の報告を主に行った。

長妻あきらさんについては、月一回の役員会と朝だち、家庭訪問を行っていて、今日もサラリーマの方の家を回るので、欠席といていたことを私から説明した。

小川敏夫さんについては、今度の参議院議員選挙で民主党東京の候補として、決まり、動き出したが未だ、新党の正式な届けが出てないので、身内のものだけにPR活動をしている。都民の会も改めて、推薦すべく準備を進めている。5区としては、推薦する事に決まり、推薦人名簿の作成を進める事になって、ハガキを長妻さんをお願いしている。都民の会全体としては、7日の運営会議で各エリアマネージャーに推薦人を3分の2以上集めてもらう事している旨を私から説明した。

林さんについては月に一度会合を持っていて、学生のステイツマンが主体で私学助成と知的精神障害者について林さんの指導で調査が行われて、ほぼ報告がまとまった事を伝えた。この会には、私、長妻さん、小野寺さんがでている。

区政については、前に八杉さんから問題提起された自転車置き場の件を話し合った。沖山さんに事情説明してもらった所、西武等の鉄道会社に自転車置き場の設置義務付けを以前法案にすべく提案された

が、運輸族の力で潰された事があった等難しい状況のようだ。小野寺さんから北区の和田さんが、学生に自転車を積極的に利用するための施策を考えさせる事になっているので、その中に置き場の問題も入れて、何かアイデアを見つけ出したらとの提案があり、預けた。

他に沖山さんから、保育園関係の経費の使い方が、異常に高い問題を取り上げたが、保育関係者による反対署名が10数万集まり、手が出せなくなった事が伝えられた。一部の関係者の横暴が出ているように思った。

今後の行事を確認して、閉会した。

【D】大前通信購読者拡大特別委員会(江頭清昌)

【大前研一通信・講読会員申込案内】

郵便口座番号：00110-3-709334

振込名称：大前研一通信。年会費：1万円。

問合せ先：TEL 03-3263-2300 FAX 03-3263-2430

【選挙候補者推薦手続き細則】

(1996年4月2日運営会議にて決定)

下記「手続き」の上、「運営会議」で議決し、「都民の会推薦」を決定する。

1. 「推薦候補者」の「経歴・政見・推薦理由等」を書類で提出する。
2. 当該地区会員の出来るだけ多数の推薦人の「推薦依頼書」を提出する。
3. 事前に、会報等で出来るだけ多くの会員に、上記趣旨を周知徹底する。

なお、候補者から、要請があれば直後の会報に掲載する。

【備考】上記1～3に関する補足。下記評価内容を総合判断して運営会議で決める。

1. 自由フォーマットとするが、運営会議出席者に的確な判断材料を提供する。
2. 推薦人数+反対者数+保留者数+返事なし等その他数=全会員数、を明記する。
推薦目安は、推薦人数>=(推薦人数+反対者数+保留者数)×2/3とする。
3. 会員への周知方法・周知内容・周知結果等を運営会議に報告する。

【選挙候補者推薦基準】

(1997年9月4日運営会議にて決定)

我々は、以下の様な候補者を推薦し、政治の場に送り出す事、及び当選後は「協定した政策」の実現に向けて総力を挙げて協力する事を約束します。

(1)候補者は、強い信念と高い志を持ち、国民・市民全体の奉仕者であり、個別利害の代表者であってはならない。

(2)自らの政策や政治活動を、金銭の出納を含め、定期的に当会に報告するものとする。

(3)候補者が、当会と交わした「政策協定」に違反したり、推薦基準に適合しない行為を繰り返した場合当会はその推薦を取り消し、公職を辞職する事を勧告する。